

# もいかわ通信

平成25年度 第二号 5月22日 発行  
岩手河川国道事務所 盛岡出張所  
〒020-0862  
盛岡市東仙北一丁目11-11  
TEL 019-636-0444  
FAX 019-636-1047



## 堤防への車両乗り入れは違法です！！

平成25年5月、都南大橋付近と南大橋付近の（※1）のり面にタイヤ痕跡を発見しました。盛岡出張所では違法行為として、警察に通報しています。

### ?なぜ違法なの?

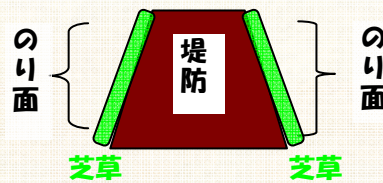
河川法第29条では、河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為を、禁止したり制したりしているからです。



のり面に生えている芝草は、土で出来ている堤防を守る役割を持っています。そのため、車両を乗り入れてのり面を傷めると、川の水量が増したときに堤防が壊れてしまう可能性があるのです。

★もしこのような行為、また痕跡を発見した場合は、当出張所までご連絡ください。

### (※1) のり面とは堤防のどこ??



## マナー守って楽しく！！～河川敷使用のルール～

屋外で過ごすのにちょうど良い季節がやってきました。河川敷は住民の皆さんにとって憩いの場です。ところが最近ではゴミを持ち帰らなかつたり、堤防ののり面に車を乗り入れるなど、一部の違法な行為が見受けられます。河川敷で豊かな時間を楽しむためにも、こういった行為は厳に慎んでいただくようお願いいたします。



### ◆◆◆河川敷使用のルール◆◆◆

- ・ゴミは必ず持ち帰りましょう。
  - ・直火で調理するのはやめましょう。
  - ・堤防や違法駐車・乗り入れはやめましょう。
  - ・迷惑行為(大声・爆竹花火など)はやめましょう。
  - ・お天気チェック。大雨情報に気を配りましょう。
- (岩手河川国道事務所のホームページから水位の確認が出来ます)

モバイル版ホームページアドレスはこちら

→ <http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/>

ゴミはおうちで処理しましょうね！

